第１条

第２条

第３条　次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二　フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和50年７月５日付け50農蚕第3800号農蚕園芸局長通達）４（２）ウ